

意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書（案）

選択的夫婦別姓制度の国会審議に関する意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年3月24日

伊丹市議会議長
佐藤 良憲 様

提出者

伊丹市議会議員 篠原 光宏

伊丹市議会議員 保田 憲司

伊丹市議会議員 新内竜一郎

伊丹市議会議員 上原 秀樹

伊丹市議会議員 齊藤 真治

伊丹市議会議員 小西 彦治

最高裁判所は、平成27年12月16日、夫婦同姓規定自体は合憲と判断したが、選択的夫婦別姓制度の在り方については、「国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会の審議に委ねられたところである。しかし、判決から3年余りが経過した現在も国会審議は十分に進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されている。

さらに、夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化している。平均初婚年齢は年々上昇し、現在では30歳前後となっており、男女とも生まれ持った氏名で信用・キャリア・資産等を築いてから初婚を迎えるケースもあり、改姓時に必要な事務手続は民法制定当時より年々増え、戸籍姓でのキャリア継続を望む夫婦や婚姻による改姓が壁となり、事実婚を選ぶ声も聞かれるようになった。さらに、人生100年時代を迎え、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にある。

こうした中、選択的夫婦別姓制度の導入は、改姓を望まない男女が不利益を案ずることなく結婚でき、老後も法的な家族として支え合い、男女が共に活躍できる社会実現につながるとも言われている。一方で、家族制度の崩壊など社会的影響へのリスクも懸念されており、国民の間に様々な意見が存在するのも実情である。

よって、伊丹市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月24日

伊丹市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣